

○ステレオカメラ(車)及び図化機運用要綱の制定について
(平成4年9月14日例規第49号)

この要綱は、交通事故事件捜査等の適正な推進を図るため、ステレオカメラ(車)及び図化機の運用について必要な事項を定めたものです。